

株式会社確認サービス 適合証明業務約款

(責務)

- 第1条 申請者（以下「甲」という。）及び株式会社確認サービス（以下「乙」という。）は、この約款及び「株式会社確認サービス適合証明業務規程」（以下「規程」という。）に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という。）を履行する。
- 2 乙は善良なる管理者の注意義務をもって、引受承諾書に定められた業務を次条に規定する日（以下「業務期日」という。）までに行わなければならない。
- 3 乙は甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。
- 4 甲は、別に定める「株式会社確認サービス申請手数料表」に定められた額の手数料を、この契約が締結された日（以下「契約日」という。）又は乙が指定する日までに支払わなければならない。
- 5 甲はこの契約に定めのある場合、又は乙の請求があるときは、乙の業務遂行に必要な範囲内において、規程の第7条第1項から第4項に定める建築物（以下「対象建築物」という。）の計画、施工方法その他の必要な情報を遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。
- 6 乙が業務にあたり、対象建築物が住宅金融支援機構住宅技術基準規程への適合性の判断が困難である部分がある場合は、甲に対し、説明又は追加の資料の提出を求めることができる。この場合、甲はこれに応じなければならない。
- 7 甲は乙の適合証明業務において、対象建築物の計画に関し乙がなした技術基準への不適合の指摘に対し、速やかに申請書及び図面の修正その他必要な措置をとらなければならない。
- 8 甲は、乙が業務を行う際に、対象建築物、その敷地又は工事現場に立ち入り、業務上必要な調査又は検査を行うことができるよう協力しなければならない。

(業務期日)

- 第2条 乙の業務期日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期日とする。ただし、期日には規程第4条に規定する休日は含まない。

(1) 新築住宅・賃貸住宅

① 設計検査

イ 新築住宅（一戸建ての専用住宅）については20日以内とする。

ロ 新築住宅（イ以外）及び賃貸住宅については30日以内とする。

② 中間現場検査

中間現場検査の申請を受理した日、または中間現場検査の時期に達した日のいずれか遅い日から7日以内とする。

③ 竣工現場検査

竣工現場検査の申請を受理した日、または工事が竣工した日のいずれか遅い日から7日以内とする。

(2) 中古住宅並びにリフォーム及び賃貸住宅リフォームに係る住宅に関する確認及び検査

手続きの申請を受理した日、または工事が竣工した日のいずれか遅い日から30日以内とする。

- 2 乙は、甲が前条第5項から第8項までに定める責務を怠った時その他乙の責に帰することができない事由により、業務期日までに業務を完了することができない場合には、甲に対しその理由を明示の上、業務期日の延長を請求することができる。この場合において、必要と認められる業務期日の延長その他の必要事項については甲乙協議して定める。ただし、竣工現場検査については、期日の延長はできない。
- 3 乙は、甲の申請する建築物が建築基準法の規定に適合している旨を表す確認済証、中間検査合格証及び検査済証の写しを提出しない場合は、業務期日を延長することができる。

(設計検査の申請内容の変更)

- 第3条 甲は、設計検査の対象となる建築物の計画が甲の都合により変更する場合は、速やかに乙に変更の内容及び関係書類を提出しなければならない。
- 2 前項の計画変更が大規模であると認める場合は、甲は設計検査の申請を取り下げ、別件として再度設計検査を申請しなければならない。
- 3 甲の都合により設計検査に関する通知書の交付を受ける前に申請を取り下げる場合は、甲はその旨を記載

した「設計検査取り下げ届」を乙に提出しなければならない。

- 4 前項の取り下げがなされた場合、次条第2項の契約解除があったものとみなす。又、取り下げる設計検査申請書類は全て甲に返却するものとする。
- 5 設計検査に関する通知書交付後に計画の変更が生じた場合は、甲は中間現場検査申請時に申請書の「設計に関する変更事項及び連絡事項」欄に変更内容を記載し、変更に係わる部分の図面を提出しなければならない。

(甲の解除権)

第4条 甲は次の各号の一に該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が正当な理由なく、第2条の各号に掲げる業務を当該各号に定める業務期日までに完了せず、またその見込みのない場合。
- (2) 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき。
- 2 前項に規定する場合のほか、甲は乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げる旨を通知して、この契約を解除することができる。
- 3 第1項の契約解除の場合、甲は手数料が既に支払われているときはこれの返還を乙に請求することができる。また、甲はその契約解除によって乙に生じた損害についてその賠償の責めに任じないものとする。
- 4 第1項の契約解除の場合前項に定めるほか、甲は損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。
- 5 第2項の契約解除の場合、乙は手数料が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、又当該手数料が未だ支払われていないときはこれの支払いを甲に請求することができる。
- 6 第2項の契約解除の場合前項に定めるほか、乙は損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の解除権)

第5条 乙は次の各号の一に該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- (1) 甲が正当な理由なく、第1条第4項に掲げる手数料を契約日までに支払わない場合。
- (2) 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき。
- 2 前項の契約解除の場合、乙は手数料が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、又当該手数料が未だ支払われていないときはこれの支払いを甲に請求することができる。さらに、乙はその契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
- 3 第1項の契約解除の場合前項に定めるほか、乙は損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の責任に関する事項)

第6条 乙が行うこの業務は、対象建築物が建築基準法その他の法令に適合することについて、保証するものではない。

- 2 乙が行うこの業務は、対象建築物に瑕疵がないことを保証するものではない。
- 3 甲より提出された申請書及び図書に虚偽またはその他の事由により、適切な業務を行えなかった場合は、乙はこの業務について責任を負わない。

(秘密保持)

第7条 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(別途協議)

第8条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙信義誠実の原則に則り協議の上定めるものとする。